

第 4 回理事会議事録（案）

日時：平成 23 年 1 月 10 日（月） 10:30～15:30

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子，野嶋佐由美，片田範子，小泉美佐子，田村やよひ，高橋真理，
正木治恵，リボリッツよし子，小島操子，濱田悦子（敬称略）

欠席者：太田喜久子

議長：中山洋子（代表理事）

事務局：大竹真裕美，大川貴子（記録），鈴木幸恵

I. 開会

全役員 11 名のうち、出席者 10 名（開会時は 8 名の出席）、欠席者 1 名により、定款第 30 条に基づき理事会が成立することを確認した。

II. 議長選出

定款第 29 条により議長は代表理事の中山洋子、記録は福島県立医科大学の大川貴子で行われた。

III. 議事録署名人選出

定款第 33 条により議事録署名人は代表理事の中山洋子と監事の小島操子とした。

IV. 社員総会報告（資料 1）

事務局の大竹より、平成 22 年度社員総会の出席校の数は、国立 39 校、公立 41 校、私立 76 校、合計 156 校であったこと、欠席した 37 校には、総会当時の配布資料を送付済みであることが報告された。

欠席校に対して、総会で決議された内容は送付されているかという質問があり、総会議事録は次回総会での審議事項であることから送付は出来ないため、本日の理事会で最終決定をした定款細則等を、送付することとなった。

V. 議事

1. 第 3 回理事会議事録（案）の承認（資料 2）

第 3 回理事会議事録（案）は承認された。

2. 定款施行細則、役員選出規程、選挙管理委員会規程の最終確認(資料 2-2-1, 2-2-2, 2-2-3, 2-2-4)

1) 文言の確認

- ・司法書士に確認した結果より、「規程」は一連の状況の総体を指し示す時に用い、「規定」は個々の条文を示す時に用いることとした。
- ・「総会」は全て「社員総会」とすることとした。

2) 各規程の修正箇所の確認

各規程は以下のように修正することとした。

(1) 定款施行細則

新 (修正後)	旧 (修正前)
第 4 条 2 項 前項にかかわらず、…	第 4 条 2 項 前項の <u>規程</u> にかかわらず、…
第 8 条 定款施行細則の改正は、 <u>社員総会</u> の議決により行う。	第 8 条 定款施行細則の改正は、 <u>総会</u> の議決により行う。

(2) 役員選出規程

新 (修正後)	旧 (修正前)
第 9 条 (8) その他定款 <u>並びに</u> 規程に反するもの	第 9 条 (8) その他定款 <u>または</u> 規程に反するもの
第 11 条 代表理事は、本議会運営の円滑化を目的として、第 10 条の <u>規定</u> により指名された役員候補者とは別に社員の中から 3 名以内で理事候補を指名することができる。指名する理事候補は理事会で承認を得る。	第 11 条 代表理事は、本議会運営の円滑化を目的として、第 10 条の <u>規程</u> により指名された役員候補者とは別に社員の中から 3 名以内で理事候補を指名することができる。指名する理事候補は理事会で承認を得る。
第 12 条 理事会は、第 10 条の <u>規定</u> により選出された役員候補者と第 11 条の <u>規定</u> により指名された理事候補者からなる役員選任案並びに次点者案を作成し社員総会に提出し、承認を得る。	第 12 条 理事会は、第 10 条の <u>規程</u> により選出された役員候補者と第 11 条の <u>規程</u> により指名された理事候補者からなる役員選任案並びに次点者案を作成し社員総会に提出し、承認を得る。
第 13 条 本規程の改正は、 <u>社員総会</u> の議決により行う。	第 13 条 本規程の改正は、 <u>理事会</u> の決議により行う。

なお、第 10 条及び第 11 条にある「理事会」が指し示すのは、旧役員なのか、新役員な

のかについて検討した結果、規程上の「理事会」はどちらも旧役員を示すことになることが確認された。実質的には、新役員候補者の意見を伺うことになるが、総会終了までは旧役員の任期となる。この件については、規程上には書き込まないこととした。

(3) 選挙管理委員会規程

新（修正後）	旧（修正前）
第2条2項 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。	第2条2項 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会で報告する。
第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。	第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が総会で承認されるときまでとする。
附則 この規程は、平成22年12月24日から施行する。	附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

3) 規程の送付

本日の理事会で確定した定款施行細則、役員選出規程、選挙管理委員会規程は、各社員に対して早急に送付する。

3. 役員選挙について（資料2-3-2, 2-3-3）

1) 選挙管理委員会のメンバー（資料2-3-1）

選挙管理委員会のメンバー5名は原案（資料2-3-1）の通り承認された。

2) 今後の選挙委員会の進め方について

第1回の選挙管理委員会は、代表理事の名前で招集する。

第1回の選挙管理委員会には、野嶋理事が参加し、選挙マニュアルを説明する。

3) 選挙する人数と次点者の人数

選挙する人数は以下の通りに決定した。

- ・理事について：増員分3名に加えて来年度継続しない理事2名を加えて合計5名
- ・監事について：来年度継続しない理事1名

次点者の人数は以下の通りに決定した。

- ・理事について：2名
- ・監事について：1名

なお、次点になった候補者については、本人に受諾を確認の上、社員総会時に氏名を公表し、承認を得る。総会で承認を得た次点者は、平成24年の社員総会までの1年の間に、

理事・監事の辞任があった場合には、随時、理事・監事に選任されることとなることが確認された。

また、今回の選挙で理事・監事となった人の任期は、平成 24 年の社員総会までであることが確認された。

4) 役員選挙の予定について (資料 2-3-2, 2-3-3)

以下のようなスケジュールで活動することとなった。

1 月中旬: 【選挙関係書類の送付先の確定】

事務局より、メールや HP にて、社員名簿に変更が生じた場合には、退社届および入社届を提出するよう伝える。社員が HP 上で暗証番号を使って社員名簿の確認ができる状態にしておく。

【公示文書の作成】

公示文書を作成し (野嶋理事が原案を作成)、理事会がこれを確認し承認する。選挙管理委員会を開催し、公示文書について合意を得る。

1 月下旬: 【選挙関係書類の送付】

以下の①②を同封し、「選挙関係書類」「重要」と表示して、現時点での社員に対して郵送する。

①選挙管理委員会より: 選挙の公示文書

②理事会より: 平成 23 年 4 月からの社員予定者の名簿登録のお願い

社員予定者については 4 月 1 日までは、公表しないことを明記し、全大学に対して 2 月末までに返信を求めることとする。

3 月 6 日: 【選挙人・被選挙人名簿の確定】

理事会にて、平成 23 年度からの社員予定者について承認し、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

4 月 1 日: 選挙投票用紙を発送

5) 選挙マニュアル (案) の検討 (資料 2-3-2)

選挙管理マニュアル (案) について検討した結果、以下の点について加筆・修正することとなった。

・上記の内容を踏まえて、理事会が行うことと、選挙管理委員会が行うことを明確にわかるよう修正する。

・投票用紙について、マークシートは予算や業者選定の点で難しいため、今回は使用しない。公示にも、マークシートは使用しないことを明記する。

・5 月第 3~4 週に行う予定の (1) 理事・監事選挙開票結果と諾否結果を踏まえての④「次期選挙管理委員会への申し送り」は、「代表理事への申し送り」へ変更する。

・役員受諾方法については、当選通知を公式文書として郵送した上で、短期間で受託の確

認をしなければならないため、委員長が電話で確認をし、加えて郵送にて返信をしてもらうこととする。

6) 入会届・入社届・退社届について（資料 2-3-4-2）

以下の 3 種類の書式を作成することとなった。

①入会申込書

大学が新たに入会する際に使用するものである。

資料 2-3-4-2 の「入会申込書」にある代表者とは社員であることを明記する。すなわち、代表者名（社員名）と記載することとする。

②変更届

以下のような変更について 1 枚の書式で届け出られるようにする。

- ・退社及び入社を届け出る場合
- ・学校名等の変更がある場合

③退会申込届

大学が本協議会から退会したい場合に使用する

なお、法人化前は、一度大学が本協議会に入会すれば代表者が替わっても届出を必要としていなかったが、法人化によって代表者が替わるたびに退社および入社の届出が必要となったため、その旨を社員に対して明示する必要があることが確認された。

また、上記の書式は HP にフォーマットのフォルダーを作り、そこから利用できるようにすることとなった。

4. 委員会について（資料 2-4-1, 2-4-2）

野嶋理事より、資料 2-4-1 に基づき、事業年度と理事会の任期が異なることの問題、新たな組織になったことでの委嘱状の問題が提起され、以下のように対処することが決定した。

1) 委員の任期および委嘱状の発行について

各委員会の委員の任期は、理事と同様に法人化した年を 1 年目とするため、原則的には平成 24 年 3 月 31 日までとなる。しかし、依頼した次点では、任期は平成 23 年 3 月 31 日までと伝えているため、平成 24 年までの継続が難しい委員については、交替をすることとする。

各委員会の委員長は、委員に対して平成 24 年 3 月 31 日まで継続可能か否かを確認し、法人化後の委嘱状を、23 年 3 月までの委員に対しても、24 年 3 月までの委員に対しても発行する。

新たな委員については、3 月 6 日の理事会にて承認することとする。

2) 委員会の再編について

平成 23 年度からの委員会編成については、以下のようにすることが決定した。

- ・看護教育研究倫理検討委員会は今年度で終了とし、継続の必要がある内容については、看護教育質向上委員会に申し送ることとする。
- ・組織整備検討委員会は今年度で終了とする。
- ・看護学教育評価機関検討委員会は、平成23年4月1日以降、学士課程の評価を試行するため、今までの委員会組織では難しく、再編成する。
- ・データベース検討委員会は、太田委員長から意見を聞き、次年度以降委員会を設置する必要があるかどうかを理事会にて検討する。
- ・国際交流推進委員会は、EAFONSの対応については整理してきたが、EAFONSに関するだけでなく、今後本協議会がどのような国際的な活動をする必要があるのかについて、検討していく必要がある。よって、常設委員会とする必要があるかどうかは、次年度以降の理事会で検討し、必要があれば細則を変えて、常設にしていく。
- ・高度実践看護師制度推進委員会は来年度も継続とする。

5. 平成22年度各事業活動の経過報告（資料2-5-1～資料2-5-3・追加資料）

1) 専門看護師教育課程認定委員会（資料2-5-1）

野嶋理事より、12月18日に委員会を開催し、新規申請校の認定、および、38単位に向けての各専門分野における教育課程の検討を行ったことが報告された。なお、38単位の教育課程については審議中であり、確定はしていないとのことであった。次回委員会は、1月29日に開催予定であり、認定されていない新規申請の専攻教育課程の審査、および、38単位の教育課程について検討する予定であることが報告された。

専門看護師の教育を現行の26単位から38単位に増やす場合には、その移行の仕方について検討する必要がある、そのことについては高度実践看護師制度推進委員会の方で検討していくこととなった。また、現在本委員会で検討されている38単位の教育内容（案）については、平成23年の総会で提示し、その後各大学で議論してもらうこととした。

2) 広報・出版委員会（資料2-5-2）

片田理事より、12月10日に開催した委員会の検討事項として以下の3点が報告された。

(1) 書籍「看護学教育IV」について

12月初旬に入稿を済ませた旨報告された。なお、「看護学教育IV」についてはすでに出版されたことが本日の理事会において確認された。

(2) 広報・出版委員会規程について

「第3条3項協議会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する」の下線部「協議会」を「本会」に修正することとなった。

(3) ホームページについて

「日本看護系大学協議会」ホームページ利用規約について検討したことが報告された。セキュリティポリシーについては、本会ではプライバシー・ポリシーとして作成することとし、3月の理事会において提出する予定である。

さらに、片田理事より、ホームページについて、現在各委員会が別々のプロバイダーに依頼しているが、これを一本化し、翻訳料として予算化していたものをこの整備に充当しても良いか諮られ、了承された。

なお、理事会から本委員会に対して、協議会の基本的事項に関する英語版を作成し、ホームページに掲載することが要望された。

3) 国際交流委員会 (資料 2-5-3)

リボウィッツ理事より、今後の EAFONS 学術集会の代表メンバーの選出方法について、代表者メンバーの選出は、更新時に行うこと、1名は日本看護系大学協議会のメンバーとすること、1名は公募すること、という委員会案が提示された。

4) 看護学教育評価検討委員会 (追加資料)

高橋理事より、1月9日に第2回ワーキングを開催し、学士課程専門分野別評価の実施要項案、評価の実施に向けた組織案、教育効果の実際の3点について検討を行ったことが報告された。

今後の予定として、学士課程評価項目に関する全大学代表者へのアンケート調査を2月に実施すること、3月5日に研修会を行う予定であり、野嶋理事の研究班と合同で、「学士課程における看護学教育の質の保証—コアとなる看護実践能力と教育効果」(仮)というテーマで開催すること、評価実施要項を作成し全加盟大学に配布することが報告された。大学院の評価については今年度取り組めなかったが、米国看護大学協会から提示されている大学院教育課程のエッセンシャルズ(必須要素)の新版について翻訳を行う予定であることが報告された。

翻訳したものの公表に関する質問に対して、高橋理事より、前回学士課程のものについては著作権の許可の確認が取れなかったため、販売をする形での出版は行わなかったとの回答があった。それに対して、翻訳したものを出版する際の著作権の交渉は、出版社間で行ってもらった方がよいとの意見があった。

6. 平成 23 年度社員総会開催について

日時*)：2011年6月13日(月)または6月20日(月)

会場：北里大学(白金)コンベンションセンター

*)上記両日とも仮押さえ済みであるが、薬学部からの予約が優先されるため、正式決定は、3月末となる。

採決について：前回の総会の議事録承認については、拍手でよいのではないかという意見があった。前監事から、人数を明確にするようにとの指示があったが、その必要性について規定されているものはないので、再検討することとする。

総会の同日に行っていた専門看護師の説明会について：各分野別の説明会は行わない。

VI. その他

1. 理事会日程について

3月 6日(日) 13:00~17:00 4月からの社員予定者の承認

4月 23日(土) 13:00~17:00

5月 20日(金) 10:30~
選挙結果の確認
決算・予算の確認
来年度事業計画の確認
16:00~17:00 新旧理事合同で開催

2. 郵便物が届かない大学について

事務局から住所を確認することとなった。

3. 平成22年度事業報告書について

2月末日までに事業報告書を作成し、3月の理事会で確認することとなった。

4. 就業規則、給与規程、慶弔規程等について

これらの規程については、次回の理事会で検討するので、各自確認をしていくこととなった。

平成23年3月6日

代表理事氏名 中山 洋子



監事氏名 小島 博子

